資料１

駐留軍用地跡地利用推進協議会運営要領（案）

平成２５年５月２８日
駐留軍用地跡地利用推進協議会決定

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成７年法律第１０２号。以下「法」という。）第３０条第６項の規定に基づき、駐留軍用地跡地利用推進協議会（以下「協議会」という。）の運営要領を次のように定める。

（協議会の運営）
第１条　協議会の構成員その他協議会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（協議会の構成員）
第２条　協議会の構成員は、別紙のとおりとする。
２　法第３０条第１項の規定に基づき内閣総理大臣が国務大臣を指定した場合その他必要な場合は、構成員の追加等を行う。
３　協議内容に応じて、関係する構成員による協議会を開催することができる。

（協議会の主宰）
第３条 協議会は、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が主宰する。

（協議会の公開等）
第４条　協議会は、原則として非公開とする。
２　協議会の配付資料は、原則として公表する。
３　協議会の議事録を作成し、原則として公表する。

（雑則）
第５条　この運営要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

別 紙

駐留軍用地跡地利用推進協議会構成員（案）

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

沖縄県知事

那覇市長

宜野湾市長

浦添市長

沖縄市長

北谷町長

北中城村長

参照条文

◆沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成７年法律第 102 号）〔跡地利用特措法〕　抄

（駐留軍用地跡地利用推進協議会）

第三十条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十条の特命担当大臣、当該特命担当大臣以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者、沖縄県知事及び関係市町村の長は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策に関し必要な協議を行うため、駐留軍用地跡地利用推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

２　協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

３　協議会は、協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

４　協議会において協議が調った事項については、第一項に規定する者は、その協議の結果を尊重しなければならない。

５　協議会の庶務は、内閣府において処理する。

６　第二項から前項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。